

見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件名 イメージングプレート X線回折装置移設作業 一式
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 業務完了期限 令和7年1月31日
- (4) 業務場所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場所 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課
- (2) 連絡先 (担当) 辻村 朋大 電話番号 029-853-2133
- (3) 見積書提出期限 令和6年9月20日 11時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積を提出した者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において契約金額を決定する。

7. その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>

- ・ 役務提供契約基準

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/ekimu.pdf>

以 上

令和6年9月12日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

別紙

1. 移設対象機器

品名	規格	製造会社名	数量
イメージングプレートX線回折装置	R-AXIS RAPID II-RF	(株)リガク	1式
(内訳)			
X線回折装置 本体部			1台
X線回折装置 電源部			1台
空冷分離型送水装置(屋内機)			1台
空冷分離型送水装置(屋外機)			1台
装置制御 PC 部			1台
吹付低温装置部			1台

2. 作業内容

(1) 作業内容

- ・移設対象機器の移設前動作確認・解体作業
- ・移設前の送水装置の配管・配線・電源等切り離し作業
- ・移設前の送水装置の冷媒ガス回収作業
- ・移設対象機器の運搬・移設先への設置作業
- ・移設後の開梱・組み立て作業
- ・移設後の送水装置の配管工事・配線・電源等接続、冷媒ガス封入立上げ作業
- ・移設後動作確認作業

(2) 外観状態の確認作業

受託者は、上記「1. 移設対象機器」に記載する機器について、移設による劣化あるいは損傷がないことを確認するため、外観状態の確認を移設前と移設後に実施するものとする。

(3) 作業条件

- ・移設元 睡眠医科学研究棟 414分析室からの送水装置室内機と室外機の配管は室内天井および屋外の壁で縁切りを行い、天井裏側から屋外への配管は残した状態とする。
- ・移設先 総合研究棟B 0223プロジェクト実験室(5)の各機器の電源ブレーカは、装置設置場所の壁面へのブレーカ設置までを本学にて行い、ブレーカ2次側への接続は受託者にて実施する。

3. 安全保障・事故防止及び補償

- (1) 受託者は、作業の実施に当たっては必要な関係法令を遵守し、第三者のほか

受託者の従業員、移設元及び移設先の教職員・学生等の安全確保に万全を期すとともに、安全作業に努め、事故の絶無を期すること。

- (2) 本作業中に以下の人身事故、建物損傷、物損事故の損傷等が発生した場合には、本学担当者に報告し、受託者の責任において弁償若しくは原状に修復するものとする。
 - ・ 第三者、移設元及び移設先への来学者、教職員・学生等並びに受託者の従業員等の人身事故
 - ・ 業務車両等による全ての人身事故
 - ・ 敷地内の縁石、植栽、建物及び構造物とそれに付属する設備に対する破損
 - ・ その他受託者の管理責任にもとづく事故
- (3) 経年装置のため、在庫の無い保守部品等が必要となる移設後の不具合については、受託者はその責を負わないものとする。

4. 遵守事項

- (1) 大学構内は全面禁煙であり、防災には特段に注意を払うこと。
- (2) 作業従事者は作業に直接関係のない場所へは立ち入らないこと。